

## 第8回岡山地方裁判所委員会議事概要

### 1 開催期日

平成18年11月17日（金）午後2時30分～午後4時30分

### 2 開催場所

岡山地方裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員・五十音順）

木山博雅委員，小島淳委員，近藤恒一委員，末金絹枝委員，長岡哲次委員，橋本明久委員，廣永伸行委員，益田佐和子委員，的場真介委員，山崎博幸委員

※天野和生委員，仁後八重子委員，松田克義委員は都合により欠席

（講師）

藤浪秀一日本司法支援センター岡山地方事務所長

（事務担当者）

山本信善事務局長，松田剛事務局次長，奥靖史総務課長，加島雅章会計課長，高田晃由民事訟廷管理官，豊岡廣光刑事訟廷管理官，大林俊二総務課課長補佐

### 4 議事

#### (1) 開会宣言（総務課長）

#### (2) 所長あいさつ

#### (3) 新庁舎の概要説明

加島雅章会計課長から新庁舎の外観，完成予定時期等についての説明がされた。

#### (4) 意見交換

藤浪秀一日本司法支援センター岡山地方事務所長から日本司法支援センター岡山地方事務所の運営状況等についての講演が，奥靖史総務課長から岡山地方裁判所における裁判員制度の広報及び環境整備に向けた取組みについての説明がそれぞれされ，新庁舎開設に伴う諸行事も含め，意見交換が行われた。（発

言の要旨は5のとおり)

(5) 次回の予定

日 時 平成19年3月1日(木) 午後2時

テーマ① 裁判所新庁舎についての説明及び見学等について

② 裁判員制度全国フォーラムについて

5 意見交換(日本司法支援センター岡山地方事務所の運営状況, 裁判員制度の広報及び環境整備に向けた取組み, 新庁舎開設に伴う諸行事について)の発言要旨  
(○委員, △藤浪所長)

○ 日本司法支援センターの情報提供業務について, リーフレットにはコールセンターの電話番号が記載されているが, コールセンターを経由して岡山地方事務所に相談がある場合と岡山地方事務所に直接相談がある場合と, 割合はそれぞれのくらいか。

△ コールセンターに相談の電話があった場合, コールセンターで処理するのが原則であるが, 地域の実情等に応じて処理すべき案件のときには地方事務所に転送される。コールセンターに相談の電話がかかった件数は10月に3万5千件余りであったが, そのうち岡山在住の方がコールセンターに電話を掛けた件数は, 287件, 全件数の0.81パーセントである。その287件のうち何件が岡山地方事務所に転送されたかは把握していないが, 実感としてはそれほど多くはないと思っている。運用としては, 地方の特殊性だけではなく, 話が長くなるようなときにも転送されているのではないかと考えている。ただ, 話が込み入ってきたため, コールセンターから転送しようかと伝えると, そこで電話を切られるケースも随分と多いらしく, 問い合わせをしてくる人は, ごく簡単に相談し解決できると思っている人が多いようである。

○ 国選弁護人は地方事務所に登録した弁護士に依頼するとのことであるが, その中に地方事務所に常設された弁護士(スタッフ弁護士)は何人いるのか。

△ スタッフ弁護士は、全国で21人ほどであるが、岡山地方事務所にはいない。現在、スタッフ弁護士は、過疎地にのみ配置されているが、平成21年から被疑者国選弁護がほとんどの事件に広がるため、そのころには岡山地方事務所にもスタッフ弁護士を入れる必要があると思われる。

○ 裁判員制度の広報については、裁判員として参加しやすい環境を整備するため、企業等の経営者層に働きかけをしていくところであるが、本社が東京や大阪にある企業は本社の方針が伝わるであろうから、本社が岡山にある企業にPRしていこうと考えている。PRする際には、できれば法曹三者で行ければとは思っている。

○ 企業が裁判員制度の理解を深め、就業規則から手当をして従業員が裁判員として参加しやすくするというのも一つの案だとは思いますが、市民が裁判員をやりたくないと思っているのは、裁判員としての参加について就業規則で手当されていないからではなく、裁判員がどのようなことをするのか、どの程度拘束されるのか、そういったことが分からないから裁判員として入っていけないのだと思う。いわば裁判員の役割の全体像が見えるような広報をするのが先ではないか。

○ 裁判員としてどの程度拘束されるかというのは、事件の種類によって3種類くらいに分けられると思っている。実際にやってみたら予想されたよりも長くかかったということのないよう、公判前整理手続を充実させ、公判を集中的にやろうとは思っている。

○ 裁判所も企業に出向いてPRしていこうとしているなど、変わろうとしているとは思いますが、従業員を裁判員として送り出しても、終わったときにありがたの一言もなければ、次に従業員が裁判員として呼ばれたときに協力してくれないのではないか。終わったときの従業員本人への手紙、企業への手紙、そのような手紙が来たら、次も協力しようかという気持ちになるのではないかと思う。

- 就業規則を作って休暇を与えるとしても、それを有給にするのか、無給にするのかなどの問題もあるので、労働組合とも接点を持たないといけないと思う。
- 庁舎新営に伴う諸行事としては、裁判所も落成式を考えておられると思うが、ミニコンサートやら施設見学、模擬裁判、無料法律相談等のできるだけ多くの市民が参加できるような行事を行ってはどうか。
- マスコミの関心事としては、プレスレビューや市民への公開がいつになるのかという点にある。こういうタイムスケジュールは、どうなっているのか。
- 現時点ではタイムスケジュールは未だ決まっていないが、一般市民に来ていただくのは、せめて駐車場が完成してからとは思っている。
- 一般公開する時期としては、庁舎完成後、執務を開始する前がよいのではないか。また、マスコミ報道と余り間を置かない時期にやる方がよいと思う。
- 工事の日程としては、新庁舎に移転する直前までいろいろな工事をしていくことになると思われるので、庁舎完成後、執務開始前に公開するというのはなかなか難しいと思われる。
- 裁判所としては、今までも憲法週間に庁舎見学を行っていたところであり、それを更に膨らませるような形で庁舎をご案内できたらとは考えているが、委員からのご提案も含め今後更に検討してまいりたい。

以 上